



# 宮 崎 県 公 報

平成25年3月18日(月曜日) 第2471号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設 の指定…………… (漁村振興課) 1	
○牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生予 防のための検査の実施…………… (畜産課) 1	
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… ( “ ) 4	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4	

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 4
公 告
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 4
○肥料の登録…………… (営農支援課) 5
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 5
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 5
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 6
海区漁業調整委員会指示
○漁業法に基づく指示…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 169号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字鋒野2630-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 170号

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県油津港湾

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成25年 4月1日から

事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定 (平成23年宮崎県告示第 553号) は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
油津漁港 (日南市)	漁港内 指定施設 C 内 番号30から78及び89から 100で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設 D 内 番号 1 から29及び79から 88で示された区域 図面に示す	100隻以 内	周年

### 2 指定の適用の日

平成25年4月1日

### 宮崎県告示第 171号

牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第 5 条第 1 項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成25年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛		平成26年 3月31日まで
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応	
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	牛白血病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
	アカバネ病			
	チュウザン病			
	アイノウイルス感染症			
	イバラキ病			
	牛流行熱			
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査	
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査	
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	馬バラチフス		一般臨床検査及び細菌検査	
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査	
豚	豚コレラ	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査	
	オーエスキー病			
	伝染性胃腸炎			
	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	低病原性鳥インフルエンザ			
	ニューカッスル病			
	家きんサルモネラ感染症			
	鶏マイコプラズマ病			一般臨床検査及び細菌検査
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査	

条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年 3月18日

宮崎県告示第 172号

宮崎県知事 河野 俊嗣

土地収用法 (昭和26年法律第 219号。以下「法」という。) 第20

- 1 起業者の名称  
国富町
- 2 事業の種類  
国富町市街地公園（仮称）整備事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分  
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字義門寺地内  
(2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
(1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
国富町市街地公園（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。  
以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。  
(2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業は、国富町が防災・減災のためのオープンスペース及び商店街のにぎわいづくりの拠点として市街地公園を整備するものである。  
本件事業の起業者である国富町は、平成23年度に策定した「第五次国富町総合計画」における土地利用の基本方針及び平成24年度に策定した「第四次国富町国土利用計画」の中で、耐震、耐火など災害に強い居住空間を整備するための土地利用の推進を挙げ、また、「第五次国富町総合計画」では商店街におけるにぎわいの創出と快適で魅力ある商業ゾーンの整備が必要であるとしている。  
起業者は本件事業の実施にあたり、平成24年度に用地費の予算を計上し、平成25年度以降も工事費等の予算が確保される見込みであり、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。  
以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。  
(3) 法第20条第3号の要件への適合性について  
① 事業の施行により得られる公共の利益について  
国富町では、過去の台風による災害や、新燃岳噴火、東日本大震災の発生による自然災害に対する危機意識の高まりを受け、防災・減災体制の整備・確保が重要課題となっているものの、人口密集地である六日町区、仲町区では災害時の一時避難所としてのスペースが十分に確保されていない。また、両地区は町内の商業中心地であるが、長引く景気低迷、町内人口の減少、大型店舗への購買層の流出等により、商店数や商店販売額の減少が続いている。  
本件事業の施行により、災害時の緩衝地帯となり、避難所や救援のための活動拠点となるオープンスペースを確保し、平時には住民のコミュニケーションの場として、またイベントの開催場として商店街のにぎわいを創出することができる。  
② 事業の施行により失われる利益について  
起業地は本庄遺跡に含まれ、遺物・遺構を包蔵する可能性があるが、事前に十分な発掘調査期間を取ることにより、埋蔵文化財の保存に努めることとしている。なお、起業地内には希少な野生動植物の生息は確認されていない。  
以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であ

ると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3箇所の候補地について支障物件数などの自然的条件、法令制限による影響などの社会的条件、工事費及び用地補償費を比較した結果、法令制限による影響が小さく、支障物件がないため事業費の面で最も経済的であること等の理由から本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

町では、これまで各種災害対策を講じてきたところではあるが、特に住宅密集地において、避難地の確保等が必要とされていること、また人口の減少、大型店舗の進出などにより商業地の不振はますます深刻化しつつあることから、早急な取組み、支援が望まれている。よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所  
国富町役場企画財政課

宮崎県告示第 173号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月18日から平成25年4月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字本郷北方字	旧	15.4～18.0	103.7

		大丸46番地 先から同市 同大字同字 14番1地先 まで	新	15.4～ 19.5	103.7
--	--	--	---	---------------	-------

**宮崎県告示第 174号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月18日から平成25年 4 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 大鹿倉山 1 0649番 1 地 先から同市 同町川内名 同字 10649 番 1 地先ま まで	平成25年 3 月18日

**宮崎県告示第 175号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月18日から平成25年 4 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 本郷北方字 大丸46番地 先から同市 同大字同字 14番 1 地先 まで	平成25年 3 月18日

**宮崎県告示第 176号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

る。

平成25年 3 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	下曾木第 2	I - 1 - 1684	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 177号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年 3 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	下曾木第 2	I - 1 - 1684	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 178号**

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成25年 3 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
東臼杵郡椎葉村大字下 福良1758番地 1	耳川広域森林組合椎葉 支所	平成25年 3 月 6 日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 3 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称) ドラッグストアモリ岡富店  
延岡市岡富町 711 番 1 外 岡富古川土地区画整理事業地内  
(17区画)
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 216㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 53台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南西側 25台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南東側 45㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物南東側 5. 76㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地南側及び東側 3箇所（出入口3箇所）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 8 届出年月日  
平成25年3月6日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成25年3月18日から平成25年7月18日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成25年3月18日から平成25年7月18日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 7 条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
平成25年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	所在地	
宮崎県第1011号	炭酸カルシウム肥料	10.0粒状炭酸苦土石灰	A L 55.0 S M g 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社三輪陸運	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4672番地 173	平成25年2月18日

(注) 保証成分量 (%) の欄の略号は、次のとおりである。

A L : アルカリ分、S M g : 可溶性苦土

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。  
平成25年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の名称
串間市大字北方 字屋治前4253番の一部、4256番1、4257番1、字諏訪河原4515番1の一部、4529番1	串間市

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年3月2日現在次のとおりである。

平成25年3月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,574人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,085人

**宮崎県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年3月2日現在次のとおりである。

平成25年3月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,212人
都城市選挙区	45,939人
延岡市選挙区	35,728人
日南市選挙区	16,021人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,210人
日向市選挙区	17,154人
串間市選挙区	5,794人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,396人
えびの市選挙区	6,094人
北諸県郡選挙区	6,654人
東諸県郡選挙区	7,845人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,857人
東臼杵郡選挙区	8,388人
西臼杵郡選挙区	6,272人

**海区漁業調整委員会指示**

**宮崎海区漁業調整委員会指示第100号**

宮崎海区における試験操業（許可漁業の内容若しくは制限又は条件の見直しに係る影響を検証するために実施する試験的な操業をいう。以下同じ。）について、漁業法第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

平成25年3月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（試験操業の実施の条件）

- 1 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、知事から試験操業の実施の協力要請があった場合には、次の事項について関係漁業協同組合等の合意を得るものとし、合意が得られた場合には、その旨を知事に通知するものとする。
  - 1）試験操業の目的を理解し、その目的達成のための委員会への協力
  - 2）試験操業の目的を達成するために必要な最小限の実施者の数の決定及び選定
  - 3）その他試験操業に当たって必要があるとして委員会が指示し

た事項

（試験操業の実施者の責務）

- 2 関係漁業協同組合及び試験操業の実施者は、委員会の求めに応じて試験操業の検証や当該漁業許可の今後の取扱いを検討するために必要な情報を提供しなければならない。
- 3 関係漁業協同組合及び試験操業の実施者は、1の合意事項を遵守しなければならない。  
（試験操業の検証及び建議）
- 4 委員会は、試験操業が終了し知事から試験操業の影響評価の報告があった場合、現地ヒアリング等によりその検証を行うとともに、当該漁業許可の今後の取扱いについて知事に建議するものとする。  
（指示の有効期間）
- 5 この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。